

静岡県教育委員会

議事録

令和2年度 第15回定例
1月20日(水)

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

令和3年1月20日に教育委員会第15回定例会を招集した。

- 1 開催日時 令和3年1月20日（水） 開会 13時30分
閉会 14時30分
- 2 会場 教育委員会議室
- 3 出席者 教 育 長 木 苗 直 秀
委 員 渡 邊 靖 乃
委 員 藤 井 明 宏
委 員 伊 東 幸 宏
委 員 小野澤 宏 時
委 員 後 藤 康 雄
- 事務局（説明員） 長 澤 由 哉 教育部長
松 井 和 子 教育監
伏 見 光 博 参事（総括担当）
塩 崎 克 幸 参事（学校改革担当）
宮 崎 文 秀 参事兼義務教育課長
堀 口 敬 記 教育総務課長
中 山 雄 二 教育政策課長
青 木 康 行 財務課長
松 下 明 生 教育施設課長
本 村 勉 教育厚生課長
宮 崎 文 秀 参事兼義務教育課長
本 多 伸 治 高校教育課長
伊 賀 匡 特別支援教育課長
山 下 英 作 社会教育課長
近 藤 浩 通 健康体育課長
荒 木 幹 人 義務教育課主任

4 その他

- (1) 第41号議案は可決された。
(2) 報告事項1は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の議事録の署名は、私のほか、渡邊委員にお願いする。
それでは審議に入る。

第41号議案 教育職員の免許状の更新手続等に関する規則の一部を改正する規則の制定

教 育 長： 第41号議案「教育職員の免許状の更新手続等に関する規則の一部を改正する規則の制定」について、宮崎義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 2点質問がある。1点目は、教育職員の免許状の更新ができなかったという事例はあるか。あるとしたらどういった理由でできなかったのか。2点目として、手続きを簡素化していくことは良いことだと思うが、何故電子化をしないのか。この2点について確認したい。

義務教育課長： まず1点目について、更新できなかったという事例はない。育休等で更新手続きができない方についても、延期という申請をすることで手続きを先に延ばして対応しており、全員が免許更新をしている。

2点目の電子化について、免許更新をするためには様々な添付書類があり、それと併せて提出していただいております、電子媒体だけでは完結しないため、現在はこういった形で対応している。

藤 井 委 員： 電子化を本気でしようと考えてるのであれば、添付書類そのものを電子化すれば良いのであり、できない理由にはならないと思うが。

義務教育課長： 手数料として、県の収入証紙を貼付していただく必要があり、申請内容に応じて申請書に収入証紙を貼付した上で提出をお願いしている。いずれは、委員御指摘の電子申請についても実現できるかもしれないが、現時点ではそこまで至っていないというのが実情である。

藤 井 委 員： せっかく改革をしようとしている時であるため、一気に電子化まで至ったほうが良いと思う。国の様々な手続きでも、手数料の納付も含めて100%画面上でできる手続きは少なくないため、静岡県公的公的な手続きの方法は遅れていると思う。この件について、これ以上言及はしないが、努力をしていかなければ進んでいけないと思う。

義務教育課長： 御意見について、承知した。どのような形で対応できるか工夫をしていく。

後 藤 委 員： 先ほどの説明の中で、校長や教頭など教員を指導する立場の方は、更新を免除されるということであったが、役職が変わることはないのか。

義務教育課長： 免許は10年ごとの更新になるため、更新のタイミングで校長でなければ免除の対象とはならないが、基本的には、1度校長になると退職まで校長という形になる。

後 藤 委 員： 承知した。

伊 東 委 員： コンビニ等でも取り扱いのない証紙での対応は、早い段階でやめた方が良いと思う。それから、本籍地は何故必要となるのか。これも不要であると思うが。

義務教育課主任： 御質問について回答する。免許状の更新講習を受講した際に、静岡県が発行する証明書について免許法上で定められており、本籍地の記載が定められているため、本籍地の記載が必要となる。

伊 東 委 員： それは、法律を変えたほうが良いのではないか。

教 育 長： 様々な御意見について感謝する。今後の対応については十分検討をしていきたい。他に意見はあるか。

渡 邊 委 員： 免許更新のタイミングが悪くて、退職間際の先生が早めに退職をされ

たり、更新制度自体が上手く運用されていない部分もあると聞くが、どのような課題を把握されているか伺いたい。

義務教育課長： 免許更新制度は教員に対する負担が大きいことから、中央教育審議会の中でも、廃止したほうが良いのではないかといった意見も出ているようである。現在も中央教育審議会で議論が継続している案件であり、今後も変わっていく可能性はあるが、現状は免許法で規定されているという形である。ただ、免許更新制度の目的は、最新の技術を身に着けるといふことにあるため、退職した方は最新の技術を身につけなくても良いということにはならないため、そういったところも課題である。教職員の人材バンクについて、改めて説明をさせていただく際に、この点についてももう少しお話をしたい。

渡 邊 委 員： 承知した。

藤 井 委 員： 今の説明を聞いていて気になった点がある。講習で最新の情勢を踏まえた更新をするということであるが、免許更新制度が免除となる方はアップデートされないままであるが、それで良いのか。もう1点、更新を免除される方々の中に、過去に何らかの不祥事を起こした方や、経歴上問題が残っている方もいるはずだと思うが、そういうことは一切考慮せずに、無条件に更新を免除するのか。

義務教育課長： まず1点目について、免許更新が免除となる対象については法律で規定をされている。ただ、管理職については別の研修の機会もあるため、そういった場で最新の情報を更新している。

2点目について、更新を免除される方は、先ほども申し上げた通り教員を指導する立場にある方ということで、基本的に管理職や優秀教職員表彰の対象者となるが、過去不祥事を起こしている教員は、こういった対象とはならないため、そういうところで選別をされていると考える。

藤 井 委 員： 過去の事例を調べたわけではないので、分からない部分もあるが、過去に不祥事を起こした管理職の方もいるとは思いますが。

義務教育課長： 1度不祥事を起こしたことで全てを否定するという考え方にはなっていない部分もある。現在議論になっている教員のわいせつ事案について、わいせつ行為を起こした教員は、一生教壇に立たせるなという意見があり、文部科学省も法案にしようとしたが、更生の機会を奪うということになり、法の均衡に反するということになった。直接今の御意見に関わる内容ではないが、一度でも不祥事を起こしたことで、これを打ち消すという考え方にはなっていない。

藤 井 委 員： 免許を更新させないという意見を言っているわけではなく、不祥事を起こした管理職の先生方に対して、必要であれば更新講習を受けていただくということがあっても良いのではないかと、ということである。

義務教育課長： 例え管理者であっても、免除をすることが適切ではないと判断される方については、受けさせることが可能という規程もある。免許更新の対象者は年間4,000人ほどいるが、更新免除者となると人数はそれほどいないので、免除が適切かどうか判断していくこともできないことはない

のかもしれないが、改めて対応が可能か確認していく。

藤井委員： それこそ先生方の電子データもしっかり蓄積して、有効利用していけば良いと思う。人的に確認しなくても、更新の際に検索するだけで解決する問題である。そういう点を踏まえても、電子化は極めて重要なプロセスであると思う。

義務教育課長： 御指摘の点も含めて、電子化できるような方向で考えていきたい。

教育長： 他に質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

教育長： 原案のとおり可決することに異議はあるか。

全委員： (異議なし)

教育長： 第41号議案について可決する。

報告事項1 令和2年度静岡県教員育成協議会の取組

教育長： 報告事項1「令和2年度静岡県教員育成協議会の取組」について、教育政策課長より説明願う。

教育政策課長： <報告事項について説明>

教育長： 質疑等はあるか。

藤井委員： 民間人を協議会の中に入れていただいたのは良いことだと思う。単発ではなく、ぜひ継続的にしていただきたいし、もう一人くらい居ても良いと思う。

それから、今御説明いただいた内容について、現状をベースにどう変えていくかということについて、様々な工夫をされていると思うが、長期的な視野で見た場合に、どういう教員の姿が想定されるか。そして、その想定される姿のために、どういう部分が欠けているという認識を持っており、それに対してどう対応をしていくのかという部分が、まだ足りないように思う。もっと言うならば、今御説明いただいた中にそういった要素も入っていたとは思いますが、教員の現場での授業の仕方、つまりコーチングであったり、ファシリテーターであったりという姿に今後どんどん変わっていくと思うが、ファシリテーターとしての能力やコーチをする立場での能力の育成をするような工夫がまだ全然足りていないと感じる。それから、教員の育成という点については、様々な切込みがなされているが、教員の採用という点に関しては全く触れられていない。次の時代のニーズにあった教員を育成するために、どういった人間を採用していくのかということ踏まえて、どんな採用試験をしていくのか、ということをもう少し考えていかなければいけないと思う。

さらに、この書面を見ると政令市に関しては小中別という記載がされているが、県の教職員の育成に関して徹底的に協議をしている中で、政令市の小中学校は別というのはおかしいのではないかと。

教育政策課長： 御意見について回答する。まず、アドバイザーについては、単発とするつもりはなく、来年以降もお願いをしていく形となる。長期的な話については、教員等育成指標というものがあり、こちらの方向性を検討し

ていく中で、今御指摘いただいた要素についても取り入れる必要がある。ここが変わっていくと具体的な研修の内容や採用試験などにも影響を与えていくことになる。また、ICTの計画についても併せて検討をしていくが、この二つは連動していく形となり、こういった中で、御指摘いただいた点を検討していきたい。

政令市に関しては、部会の中に入らせていただき、議論をしている。研修についても、この研修に参加したいというものについては、政令市の方も入って一緒に研修をしている。藤井委員御指摘の点は、資料6ページのことではないかと思うが、eラーニング研修について、政令市を除くと記載している。eラーニングは県の予算を使って整備したものであるが、政令市がeラーニングに入りたいという話があったら我々としても歓迎すべきことである。政令市が参加するということになれば、負担金はいただくことになると思うが、教員育成協議会の中で検討していきたい。

また、育成指標を検討する中でも、政令市と齟齬がでないように意見交換をしていく。

藤井委員： 御回答について承知した。二重行政にならないよう対応してほしい。

後藤委員： 資料10ページの教員採用試験の志願状況が載っているが、この数字の見方について教えて欲しい。

教育政策課長： 小学校の場合について、説明する。まず、志願については、静岡県で受験をしたいという人の人数である。次に受験者というのは、実際に受験をした人の人数である。倍率というのは、実際の採用人数と志願者を比較した数字である。

後藤委員： ということは、募集人数は270人くらいということになるのか。

教育政策課長： そうである。

後藤委員： そうであるなら悪い倍率ではないと思うが。

教育政策課長： 今年良かったという側面もある。我々としては、だいたい3倍を目安としているところがある。

後藤委員： 人口減少の社会情勢を考えると、それは逆に甘い見立てのように思う。そんなに心配をする必要はないのではないかと思う。むしろ、先生になられて10年20年経った方々のモチベーションを如何に持続させるかということが大事だと思う。

教育政策課長： 御指摘の点については仰るとおりであると思う。研修について考えても、若い世代に対しては研修内容も充実しているが、ある程度経験を積まれた方に対しては、研修が手薄になるという部分がある。

後藤委員： 個人的な意見として聞いていただければと思うが、様々な不祥事の案件が出ており、対策を練ってももぐら叩きのように一向に減らないという実情についても、この中だるみの部分に関与しているのではないかと思う。如何に長期的なモチベーションを上げる施策をとるのかということについて、予算や手間をかけるべきではないかと思う。

教育長： 先生方が良い意味での緊張感を持って取り組めるよう、他県や民間の

様々な事例を参考にして検討していくのも良いと思う。

渡 邊 委 員： 先ほど教育実習を通じて自信を失ってしまい、教員を目指すことを断念したという話があったが、そういう学生に対してどのような点において、無力感を感じてしまったのかという調査は行っているのか。また、行っているのであればその内容を教えて欲しい。

また、教育実習生をしっかりと定時に帰らせるということも大事だが、職場環境自体が先生方にとって、もっとより良くなっていくことが、教職を目指すモチベーションに繋がると思うので、そこは引き続き取り組んでいただきたい。

三点目として、新しい研修のスタイルとして、学びに向かう力についての実践研修について照会をされていたが、どのような先生が対象になっているのか。

教育政策課長： まず、1点目については、資料9ページに簡単に記載しているが、子供と触れ合うことを楽しみに行ってみたら、書類ばかり作成しているといった想像と違うという点や、単純に勤務時間が長いという点が挙げられていた。渡邊委員御指摘の通り、教育実習に対してばかり改善しても、現場そのものが改善されなければ意味がないというのはその通りだと思う。ただ、教員の魅力については、子供と触れ合っただけで子供の成長を感じるという部分があるため、それをしっかりと伝えられたかというところに課題がある。

学びに向かう力実践研修については、今回は試行という形であるため、教育委員会事務局の職員に協力をしてもらった。来年は公募をかけて希望研修として実施をする予定である。

渡 邊 委 員： 教育実習の目的として、教員の楽しさや魅力を伝えることが目的であるのならば、書類の作成の仕方は合格してから学べば良いことであるため、教育実習の時は伸び伸びとやってみたいと思う環境を用意することが大事であると思う。

もう1点、先ほど後藤委員の御意見にもあったが、中堅の先生方のやりがいなどをどのように維持していくのかという点について、学校の先生方にとって、学校が穏やかに何事もなく進んでいくことが前提となっており、少しでも不手際があると非常に責められるという環境になってしまっている。これらに対応をしていくためには、より賢い先生の在り方が身につけていく必要があると思うので、メンタル系の研修を充実させていただければと思う。

教 育 長： 御意見について、承知した。他に意見は無いか。

小 野 澤 委 員： 参考資料1の静岡県教育育成指標について、今後はこの指標に基づいて先生方を評価していく形となるのか。

教育政策課長： 育成指標は評価の尺度としては使わないという大前提がある。この指標については、校長が教員に対して、この部分を重点的にやっぴこうという指導をする際に活用したり、大学等が静岡県がこういった教員を育成しようとしているのかという判断する材料として使ってい

く予定である。

小野澤委員： 違う評価の基準があるのか。

教育政策課長： そうである。

小野澤委員： 承知した。

教育長： 他に質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

教育長： 報告事項1を了承する。

教育長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。

これをもって、令和2年度第15回教育委員会定例会を閉会とする。